

プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関する検討会

第1回 議事概要

○日時：2021年8月31日（火） 13:00～15:00

○場所：WebEx開催

○出席者：渡部座長、井川委員、生貝委員、太田委員、佐藤委員、越塚委員、沢田委員、宍戸委員、田丸委員、津田委員、増島委員、眞野委員、望月委員

1. Step1（データからの価値創出プロセスの特定）について

- 事務局資料p. 4に記載の①データ取引市場と②データサービスPFの定義が重要。①は事務局資料p. 3に記載の価値創出プロセス上の何等かの役割を担う事業者、②は自らは価値創出プロセス上の役割は担わないがこれらの役割を担う者の間でデータ取引を仲介する事業者。①と②とではリスクが変わってくる。
- 事務局資料p. 3に記載されている「データ生成者」の中に被観測者と観測者の両方が含まれているが、両者が負うリスクは全く異なるので、分けて検討することが肝要。例えばカメラ画像から混雑状況を把握する場合、観測者（事業者）からみると混雑状況の把握の目的のみに利用されそれ以外には利用されないか、ということがリスクだが、被観測者（個人）からしてみると行動を監視されるということがリスク。
- Step1において、エンドユーザが享受する価値まで念頭において価値創出プロセスにおけるPFの役割に注目している点はとても良い。
- 欧州データガバナンス法にある公正・透明・非差別、または正当性や適切性といったものを、「求められている価値」に対する要件としておくことも必要ではないか。
- 「必要となるデータ」を特定する際に、「求められる価値」との関係で均衡性があることも重要。

2. Step2（リスクの特定）について

- 欧州では、個別領域に関して、例えばクラウド事業者によるロックイン問題、巨大プラットフォームによるデータの囲い込み問題などが議論されてきたが、データ流通一般に共通する課題を抽出し、より分野横断的な規範を策定する動きが進んでいる。
- 生貝先生資料のp. 3に記載の欧州のデータ共有サービスの要件である「非差別的」に関して、データ取引市場的サービスを念頭にしているのだと思うが、特定の分野のためのデータ取引市場を「差別的」とみなす趣旨ではないだろう。例えば企業の国籍に基づいて差別的な取り扱いをしたり、特定の合法的な事業を締め出すといったことを許さないという趣旨だと考えられる。
- 公平性・非差別性について、特定分野のデータのみを扱う仲介者が不公平かといったらそんなことはない。ルールの透明性があってそのルールのもとで公平である、要す

るにサイロの中でルール不公平が生じていないということが最低限の要件である。

- 欧州では、強い立場にある事業者が画一的な約款や契約文言で提供者から得たデータを自由に第三者提供できるようなことがおきないように、非個人データについても提供者や被観測者等のコントローラビリティを担保しようという議論がある。
- PF上において、データをどの範囲で開示するかということについての選択権をデータ提供者に与えるという視点は重要。

3. Step 3（リスクへの対応方針の決定）について

- 事務局資料p. 13のリスク対応方針をベースにポリシー、契約、プロセス・IT、ガバナンスを設計していくという構造は良い。しかし仮想事例は単純な事例であることは確認しておきたい。特にオンボーディングが全会一致という点は一般的ではない。
- 事務局資料p. 13の①②を各々縦軸、横軸として四象限を作った際に、回避・軽減・転嫁・受容がどの象限におけるリスク対応なのかを示すと、ガイドとして分かりやすい。

4. Step 4（ポリシー設定）について

- プライバシーの尊重に関するポリシーは、TDPFの例の様に、価値創出プロセスに関与していない一般の人に向けてもステートメントを出す方が良い。
- 最後のp. 14 ステップ 4 でデータ取扱いポリシーの役割に2つ上げ挙げられているが、更に追加で継続的なコミュニケーションと協議の機会を提供する、ということも非常に重要。アジャイルガバナンスを実践するには内的要因・外的要因をとらまえるために様々なステークホルダーの声をきいていく必要がある。ポリシー設定をして終わりではなく、継続的に改善をしていく、そのためのコミュニケーションや協議の場を提供することを示すことが重要。
- PF自身のリスクだけでなく、PFを介したデータ流通全体を通したリスク分析をした上で、PF自身が何をするか、データ提供者や受領者には契約で何を課すのか、ステークホルダーにはどういう情報発信をするのか、という対応をすることになる。さらには、アジャイルガバナンスであるから、PF事業者が自分を經由してまわるデータ流通の状況をウォッチして対応を変えていく必要もある。そのためには的確に情報収集して分析する能力が必要。特に情報収集については情報収集する権限がPFにないとアジャイルガバナンスは回らないので、検討が必要。
- ポリシーの説明方法、PF加入の際のポリシーの提示の仕方、ポリシーの更新の方法等、best practiceをガイダンスに示していくことができると良い。

5. その他

（エンフォースメントについて）

- ルールを守らない参加者に対するエンフォースメントや、PFから離脱する場合の対応

を設計することも大事。その際の政府の役割についても議論が必要である。

- TDPFでは、東京都（行政）がPF運営に深くかかわるので、紛争解決も当事者に完全にゆだねるのではなく何等かの制度を導入していく方向である。
- 着眼点の「ガバナンス」に含まれるのかもしれないが、リスクが顕在化しないよう事前に対応方針をたてることと同時に、リスクが顕在化したときの事後的な対応方針（紛争解決の方針）についても考慮が必要。当事者間の交渉にゆだねるのかPFがある程度介入するのか。いずれにせよ第三者や個人を含むエンドユーザに損害が生じたときに誰も責任を負わないということが起こらないようにすることは重要。
- この検討会のスコープにするかどうかは別として、海外との関係ではエンフォースメントも含めた議論が重要。海外へのデータ流出防止の議論も重要。
- 欧州のデータガバナンス法では、仲介事業者は登録制になっていて、当局には登録取り消しや罰則の権限がある。最後の門番として国家がガバナンスメカニズムの中に位置付けられている。よりソフトなアプローチとしては、Support Center for Data Sharingの取組がある。様々な分野の契約やpracticeの収集、推奨契約条項の策定などを行っている。

（国際連携について）

- 欧州では標準化の議論が活発化しているが、それは域内におけるデータ流通だけをスコープにしている市場としての魅力が小さく、グローバルなデータ流通を踏まえたフレームワーク構築を想定しているから。外部要因として海外との接続性を考慮する等、海外との接続性は前提とした検討をする必要がある。
- データの越境問題については、別の場でも議論がされているので、その議論を取り込むという形にするのが良い。
- 欧州はグローバルスタンダードの策定を視野に入れており、テクノロジーレベルだけでなくガバナンスメカニズムの相互接続も国際的に考える必要がある。GAIA-XのPolicy & Rulesは、この枠組みに参加するにはこのルールに従うという形のプライベートルールメイキングのレイヤーの中で、データホルダーがデータの保存場所を選択できるように求めている。またパブリックセクターやそれに近いサービスではEU域内にデータセンターを置くことも進んでいる。
- 国際的な議論において、例えばIEEEでは各国法制度がちがうことは前提として議論をしており、どのような法制度のもとでどういう取扱いをしているということを宣言する必要がある、という意見が出てきている。統一的なルールを課してそれに従いなさいというアプローチではない。この検討会でも海外を無視することはできないが、日本の特性に即したルールというのは避けて通れない。

(その他)

- 資料p. 10の絵、単なるPDCAだけでなく内部要因・外部要因でさらに全体を回していくということはアジャイルガバナンスでも示したモデル。データ連携基盤（プラットフォーム）は動きの速い領域なので、自分たちが外部システムにどんな影響を及ぼしているのか、外部システムからどんな影響を受けているのか、これを織り込んだ上でどんなPDCAループを回すのか、という視点は、非常に大事なポイント。
- より参加者を増やすにはどういったインセンティブ設計があり得るかというところまで、民間事業者の取組をヒアリングする中で検討できると良い。
- ガイドラインが誰に対してプラスに働き誰に対してマイナスで、最終的にデータ流通促進につながるのか、という点は議論をしておくべき視点である。
- データにアクセスして利活用する際に、例えば機器のリース契約等既存の契約が存在していることがあり、これを上書きしていかないといけないことも現実には課題になっている。
- 情報銀行では、データ提供先に対して情報銀行が監査権限を持つことがモデル約款に記載されているが、データ提供先の立場からすると情報銀行の立場が強すぎるとなると契約締結のハードルとなる。この要件を遵守してまで情報銀行の認定をとることのメリットが明確でないと情報銀行の制度は使われない。同様に検討会で策定していくガイダンスについてもガイダンスを守ったときのメリットを明確にしておくことが重要。
- 欧州ではデータ共有サービス事業者に対して各国に監督当局が置かれており、当該監督当局を通じて標準化等の働きかけを行う欧州データイノベーション会議が設置されている。ソフトロー的アプローチにおける政府の役割として参考になる。
- 観測者と被観測者を分けて考える必要があるという点はモニタリングについてもいえる。エンドユーザや被観測者に不都合が生じていないかもしっかりモニタリングする必要があるがこれらはPF事業者からみると一般的に遠く、何が起きているのか把握が難しいのでどう把握するのかを検討する必要がある。
- PFERがどこまで何を査察するというかなにをするというところは難しい。例えばデータPFにデータを提供する行為自体を提供者としては特定の人に以外には開示したくないというケースは多々あって、そういう権利を担保してあげるかどうかは、結構大きくて、どこまで可用性を認められる仕組みを作れるかというのはPFのノウハウではないかと思う。

以上